発行所 東播地域人権運動連合(略称:東播人権連) 〒677-0002 西脇市前島町 199 責任者 前田泰義 **☎** 0795-23-3705 Fax 0795-23-3759

e-mail: tbn-jinkenren@extra.ocn.ne.jp

東播人権連

News No.4

発行日 2018年10月5日

解同の意のまま言うかまま 「加東市部落差別解消推進条例」施行

加東市議会は、9月26日の本会議で安田正義市長の提案による「加東市部落差別の 解消の推進に関する条例」を可決成立させました。(裏面に全条文掲載)

条例によると、現在もなお部落差別が存在し、それを解消するために「基本理念」を 定め、「市の責務」を明らかにし、「市民の役割等」について定めるとしています。

そして、加東市では今後、市の青務として差別解消の施策を実施し、相談体制を充実

させ、市民は差別解消のための努力義務を果たし、市が行う「教育・啓発に参加

し、部落差別に関する「意識調査に協力することなどが押しつけられます。

このような条例の成立によって、ほんとうに部落問題が解決するのでしょうか。 私たち東播人権連は、この条例こそが「部落」を固定化し、問題の解決を遅ら せる重大な障害物だと考えています。

半世紀前までは「最もきびしい社会問題のひとつ」と言われてきた部落問題 ですが、平和と平等と人権尊重を基調とする憲法の下で1969年に同和対 策事業特別措置法が制定され、以降16兆円もの特別対策が実施され格差 は是正され、国民間の連帯・融合が大きく進みました。そして、今日では、「社会 問題としての部落問題」は基本的に解決した時代を迎えています。

このような中、今から16年前の2002年3月末をもって特別法は終了しまし た。その時の所管省であった総務省は、自ら編さんした「同和行政史」のなかに 「物的な生活環境の劣悪さが差別を再生産するような状況は改善され」たと 記し、「特別対策をいつまでも継続していくことは問題の解決に有効とは考えら れない」と結論しています。16年が経った今日でもその通りだと思います。

市民を「差別者」扱いし対立をあおる条例

条例案が付託された市議会総務常任委員会の9月3日の審議では、解同議員らは 「差別は厳しい」と一つ覚えの発言ばかりするものの、市内で発生した差別事例は1件 もあげずに「インターネットに書き込まれた差別」を指摘するだけ。これでは条例を作る べき「事実」「理由」は存在しないとしか言いようがありません。一方、安田市長は、「部落 差別は解消されていない。他の問題ではない。命の問題だ。偏見打破のために取組を強 める」と発言しました。「市民は偏見を持った差別者だ。教育・啓発するのは当たり前だ」 とでも言いたかったのでしょう。その上、「差別に対する「罰則化にまで言及しています。

提案

加東市は市民に対し遮二無二「部落」施策への協力を求めるな!

部落問題が解決した状態について説明すべき

加東市では1969年に同和対策事業特別措置法が施行されて以来約50年間にわたって多額の予算を投入して同和施策が実施されてきました。この結果、「同和地区」の指定を受けてきた地域は、環境改善が進み、教育文化の水準は高まり、自由な通婚が当たり前のように増え、交流・融合が進展して格差は解消しました。そして、2002年3月末で33年間続いた同和の特別法が終了・失効しました。同時に「同和」の地区指定も無くなりました。今で

加東市部落差別の解消の推進に関する条例 2018.9.26

【目的】第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別のない社会の実現を目指す部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律109号)の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、市民の役割等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない加東市を実現することを目的とする。

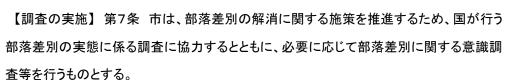
【基本理念】第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する市民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、偏見を払拭し、部落差別のない加東市を実現することを旨として、行わなければならない。

【市の責務】 第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、国及び県との連携を図りつつ、 部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する。

【市民の役割】第4条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別の解消に努めなければならない。

【相談体制の充実】第5条 市は、部落差別に関する相談に的確 に応ずるための体制の充実を図るものとする。

【教育及び啓発】第6条 市は、部落差別を解消するため、必要な 教育及び啓発を行うものとする。



【推進体制の充実】第8条 市は、部落差別の解消に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び部落差別の解消に取り組む各種団体との連携を深めるとともに、施策の推進体制の充実を図るものとする。

【諮問】第9条 市長は、部落差別の解消に関する施策を推進するに当たっては、加東市人権問題審議会に諮問することができる。

【委任】第10条 この条例の施策に関して必要な事項は、市長が別に定める。

【附則】この条例は、公布の日から施行する。

は、加東市には「同和地区」も「対象住民」も存在しません。社会問題としての部落問題は解決しました。わずかに残った市民間の問題は、行政が介入するのではなく、市民間の努力で十分解決できます。

今回成立した「部落差別解 消推進条例」を主導した安 田市長や解同議員らは、市 民の反発に対しては「罰則」 で対処したいと本音を語っ ていますが、そのようなや

り方ではい つまでも問 題の解決に はなりませ ん。

